

自家用電気工作物保安管理業務仕様書

(委託業務の内容)

第1条 乙が実施する保安管理業務の内容は甲の定める保安規定に基づき、次の各号によるものとする。

- (1) 契約対象事業所において、電気工作物の維持及び運用について、自家用電気工作物の技術基準への適合状況を確認するため、月次点検、年次点検、定期点検及び臨時点検を行う。月次点検については、低圧絶縁監視装置等を設置して監視を行う場合は隔月点検とすることができる（電気事業法施行規則第53条第2項第5号の頻度に関する告示による）。
- (2) 契約対象事業所において、電気工作物の設置または変更の工事を実施する場合は、甲は乙に通知するものとし、乙は工事中の点検及び設計の審査を行う他、甲の求めにより竣工検査を行い、必要な指示または助言を行うこと。
- (3) 電気工作物の維持及び運用が適正に行われるよう指導、協議または助言を行うとともに当該電気工作物の点検測定、試験等を定期的に行い、経済産業省令に定める技術基準、その他法令に適合しない事項があるときは、必要な指示または助言を行う。
- (4) 契約対象電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業省原子力安全・保安院那覇産業保安監督事務所長への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言を行うこと。
- (5) 電気工作物の事故発生の場合は、応急措置を指導するとともに、事故原因を探求し再発防止につき、とるべき措置を指示または助言をし、必要に応じて緊急臨時点検を行うとともに、電気事業法第106条の規程に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告の作成及び手続きの助言を行うこと。
- (6) 電気事業法に定める官庁検査及び審査に立ち会うこと。
- (7) その他保安規程に定められている事項。

(保安業務担当者等の資格等)

第2条 乙は、第1条による保安管理業務を実施する者(以下「保安業務担当者」という。)には、電気事業法施行規則に適合する者をあてるものとする。

- 2 保安業務担当者は、保安管理業務に従事する資格を有する証を常に携帯し、設置者の求めに応じて提示するものとする。
- 3 保安業務担当者は、必要に応じ他の保安業務担当者(以下「保安業務従事者」という。)に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。
- 4 保安業務担当者並びに保安業務従事者は、甲の保安規定に基づき保安管理業務を自ら実施し、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとする。
- 5 乙は、前項で定める保安業務担当者並びに保安業務従事者を、乙の事業所への連絡方法とともに、書面をもって甲に知らせることとする。また、保安業務担当者は、その身分を示す証明書により保安業務担当者であることを明らかにする。ただし、緊急の場合を除く。
- 6 保安業務担当者等の変更を行う必要が生じた場合にあって前項と同様とする。

(通知義務)

第3条 甲は、次に掲げる場合には速やかにこれを乙に通知するものとする。

- (1) 主務官庁が法令に基づいて検査を行う場合。
- (2) 代表者若しくは事業場の名称、連絡責任者又は電気保安に関する組織を変更した場合。
- (3) 第2条第1項各号に掲げる事項を変更した場合。
- (4) 甲の自家用電気工作物の相続譲渡等が行われる場合。
- (5) 甲は電気事故、その他災害が発生した場合又は発生おそれがある場合には、直ちに乙

に通報するものとする。

(労働法上の責任)

第4条 乙は、乙の従業員に対する雇用者として、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害
災害補償保険法、職業安定法その他法令上のすべての責任を負うものとする。

- 2 乙は、甲の所有又は占有に係わる建物施設等が、乙の従業員に対し安全上または衛生上
の危険若しくは、有害のおそれが発見された時は、甲に対し直ちにその旨を申出るとともに、
甲はその申出に応じ速やかに措置をとり、または乙が措置することを認めるものとする。

(保安業務担当者及び保安業務従事者の身分)

第5条 保安業務担当者及び保安業務従事者は乙の正社員であり、第4条第1項に規定する各種
法令で担保されるものとする。

(業務の履行責任)

第6条 乙が行う契約業務に瑕疵があり、又は善良なる保安業務担当者及び保安業務従事者の注
意義務を欠いたために不完全な履行が行われた場合は、甲は乙に対して直ちに完全な履行
を請求することができる。ただし、甲の設備に乙が予見できない瑕疵欠陥があったとき、
又は甲が提供した付属備品、機器の瑕疵等により乙の責に帰さないときはこの限りではな
い。

- 2 保安業務担当者及び保安業務従事者は、緊急時の要請等に対し、誠実にかつ迅速に対応
しなければならない。

(電気工作物以外の不安全施設に対する措置等)

第7条 保安業務を実施するための通路又は作業床の状態が悪く、作業者の安全が確保されな
いと認められる施設（以下「不安全施設」という。）がある場合は、甲乙協議の上、速やかに
改修する。

- 2 前項の不安全施設の改修に要する費用は、原則として甲が負担する。
- 3 乙は甲と協議し、不安全施設が改修されるまでは、当該電気工作物の点検、測定及び
試験を実施しないことがある。

(記録等の保存)

第8条 乙は必要に応じ、甲の記録の状況並びに書類及び図面の保存について、甲に意見を述べ
ることができる。

- 2 乙が実施した保安業務の記録等を、甲の事業場に3年間保存するものとする。